

別記第3号様式(第3条関係)

農地法第5条の規定による許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

譲渡人（貸主）住 所
氏 名
電話番号

譲受人（借主）住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

農地（採草放牧地）について、農地（採草放牧地）以外のものにするため、所有権（地上権・賃借権・使用貸借による権利・その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在地	地番	地 目		面 積	所有者氏名	利用者氏名	備考
		登記簿	現 況				
計			田		注 「備考」欄には、市街化調整区域その他の区域の別を記載すること。		
			畑				
			計				
			採 草 放牧地				
			合 計				

2 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

（１） 移転（設定）の時期

（２） 権利の存続期間

（３） 一時転用については、一時転用後の契約その他の内容

（４） その他

3 転用計画

（１） 転用目的

（２） 転用事由の詳細

（３） 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工 事 計 画	第1期（ ）				第2期（ ）				合 計			備 考
	名 称	棟 数	建 築 積 面 要 積	所 要 積	名 称	棟 数	建 築 積 面 要 積	所 要 積	棟 数	建 築 積 面 要 積	所 要 積	
土 地 造 成				m ²				m ²			m ²	
建 築 物							m ²					
工 作 物												
計												

（４） 転用の目的に係る事業又は施設の操業（利用）期間

から

4 資金調達についての計画

資金	区 分		金 額	事業費	区 分	単 価	金 額
	自 己 資 金	預 金			土 地 代		
		有 価 証 券					
		現 金			住 宅		
	借入金	金 融 機 関					
合 計				合 計			

注 1 自己資金（預金）については、残高証明書等を添付すること。

2 借入金については、借入先を明らかにするとともに融資証明書等を添付すること。

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の土地がある場合は
その土地の表示、その状況及び転用目的に供する見込みの内容等

6 転用することによって付近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要

7 その他参考となる事項

(1) 許可申請地について、土地改良事業等の農業投資が行われたもの又はその計画のあるものについては、その事業の種類、施行時期等

(2) 許可申請地についての都市計画の区域、地域及び地区等の決定の有無、その内容等

(3) 許可申請地が都市計画法による市街化調整区域内であって、その転用行為が、同法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないときはその旨及びその理由、当該開発許可又は建築許可を要するときはその旨及びその理由、開発行為及び建築行為のいずれも伴わないときはその旨及びその理由

(4) 転用候補地内に道路及び水路等がある場合の措置

(5) その他

注 1 添付する書類及び図面

(1) 許可申請地の登記事項証明書

(2) 許可申請地の位置及び周囲の状況を表示する図面

(3) 許可申請地の地番、地目及び周囲の現況地目を表示する図面

(4) 一筆の土地の一部について転用しようとする場合は、その土地を特定する実測図（縮尺300分の1から2,000分の1程度）

(5) 転用候補地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺100分の1から2,000分の1程度）

(6) 許可申請地に賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、質権及びその他の使用収益権を有する者がいる場合は、その権利者の同意を確認できる書面

(7) 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面

(8) 当該事業に関連し、法令の定めるところにより許認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了しているときは、それを証する書面又はその写し

(9) 当該事業に関連し、取水又は排水についての水利権者等の関係者から同意を得ているときは、それを証する書面又はその写し

(10) 許可申請地が土地改良区の地区内にある場合は、その土地改良区の意見書

(11) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（これらの書類は、農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限る。）

(12) その他参考資料

2 申請書は、譲受人（借主）一人ごとに作成すること。この場合において共同で譲受けするときは、共同者全員ごととする。

3 申請書及び1の(4)の実測図は、4部提出すること。

ただし、申請者が二人を超える場合は、この超える人数に相当する数の申請書を加えること。

4 1の(4)の実測図以外の添付する書類及び図面は、2部提出すること。

5 大規模な転用計画の場合は、必要に応じて別紙で事業計画書等を添付すること。